

消 予 査 第 195 号
消 予 危 第 238 号
令 和 5 年 5 月 12 日

各 署 総 務 査 察 課 長 様
北 神 分 署 長 様
水 上 消 防 署 副 署 長 様

査 察 課 長
危 険 物 保 安 課 長

設置届及び着工届の添付図書等に関する運用等について（通知）

みだしのことについて、消防法施行規則の一部を改正する省令（令和4年総務省令第62号）による改正後の消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の3及び第33条の18の運用について、別添のとおり消防庁予防課長、消防庁危険物保安室長から「設置届及び着工届の添付図書等に関する運用について（通知）」（令和5年3月30日付け消防予第196号、消防危第68号。以下「運用通知」という。）が通知されました。

つきましては、下記のとおり当市の運用を定めましたので、所属職員に周知していただきますようお願いします。

記

1 添付図書に明記すべき事項等に関する運用

消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び工事整備対象設備等着工届出書の添付図書に明記すべき事項等については、原則として運用通知どおりとするが、運用通知中2（5）については、次のとおりとする。

- （1）届出による添付図書では必要な情報が不足し、明記すべき事項が確認できない場合は、必要な図書の提出を求めること。
- （2）任意の添付図書であっても不備が認められる場合には修正指示を行うこと。

2 軽微な工事に関する運用

軽微な工事の範囲について、神戸市消防用設備等技術基準（令和2年4月）第3章第1節第1に基づき運用しているところですが、増設、移設及び取替えの工事を同時に実施する場合については、それぞれの工事が軽微な工事の範囲内であれば、一の軽微な工事として取扱い、工事整備対象設備等着工届出書及び消防用設備等工事計画書（神戸市火災予防条例（昭和37年条例第6号）第56条の3。）を省略することがで

きるものとする他、次により運用すること。

- (1) 感知器の取替えについては、次のとおりとする
 - ① 既設と同種類の感知器に取替える場合で、感知器ベースを変更しない場合は、整備として取扱う。
 - ② 熱感知器から煙感知器への交換工事など、感知器の種類を変更する場合は、設置に関する基準が異なることから、改造として取り扱う。
- (2) 不活性ガス消火設備及びハロゲン化物消火設備の容器弁の点検の際、容器弁を貯蔵容器から取り外して点検し、一部を交換するとともに、消火剤を再充填し、容器弁を取付ける等の作業にあっては、整備として取り扱う。
- (3) 放送設備のカットリレーのみの工事を行う場合は、消防用設備等工事計画届出書を要しない。
- (4) 「消防用設備等に係る届出等に関する運用について（通知）」（平成13年12月21日付け消予査第196号）及び神戸市消防用設備等技術基準第3章第1節第2別表第2-3を次表のように改めることとする。

3 その他

- (1) 神戸市消防用設備等技術基準改正までの間は、本通知により運用することとする。
- (2) 消防用設備等工事計画届出書の添付図書は、従前のおりであるので念のため申し添える。

査察課設備指導第1係 福元(471)、 <u>田中(483)</u> 査察課査察係 山平(491)、村尾(492) 危険物保安課危険物係 上月(291)、永田(292)

別表第2-3 軽微な工事の範囲

消防用設備等の種類		増設	移設	取替え
動力消防ポンプ		該当なし。	該当なし。	該当なし。
漏電火災警報器		該当なし。	該当なし。	該当なし。
非常警報設備	非常ベル 自動式サイレン	① ベル, サイレン, 起動装置, 表示灯 → 既設と同種類のもの → 同一階の範囲に増設する場合	① ベル, サイレン, 起動装置, 表示灯 → 同一階の範囲の場合	① ベル, サイレン, 起動装置, 表示灯
	放送設備	① スピーカー → 既設と同種類のものでアンプ性能に支障の無い場合に限る。 → 5個以下	① スピーカー → 同一報知区域内でアンプ性能に支障の無い場合に限る。 → 5個以下	① 増幅器、操作部又は遠隔操作器の取り替え ② スピーカー → 既設と同種類のものでアンプ性能に支障の無い場合に限る。 → 5個以下
避難はしご(固定式の金属製避難はしごを除く)		該当なし。	① 本体・取付金具 → 同一階に限る。 → 設置時と同じ施工方法による。	① 標識 ② 本体・取付金具 → 設置時と同じ施工方法に限る。
すべり台		該当なし。	該当なし。	該当なし。
避難橋その他の避難器具		該当なし。	該当なし。	該当なし。
誘導灯		5個以下の増設の場合	5個以下で、同一室内での移設の場合	① 本体 → すべての構成部品で、区分及び機能に変更がないもの。
排煙設備		① 防煙区画 → 排煙機及び給気機の能力に影響がない場合 ② 排煙口、給気口及び風道 → 排煙機及び給気機の能力に影響がない場合 ③ 手動起動装置 → 操作性に影響がない場合 ④ 自動起動装置 → 既設と同種類の場合	① 排煙口、給気口及び風道 → 排煙機及び給気機の能力に影響がない場合 ② 手動起動装置 → 同一防煙区画内の場合かつ操作性に影響がない場合 ③ 自動起動装置 → 同一防煙区画内の場合かつ既設と同種類の場合	排煙機及び給気機を除く構成部品
非常コンセント設備		該当なし。	該当なし。	すべての構成部品
無線通信補助設備		該当なし。	該当なし。	増幅器を除くすべての構成部品で、方式、周波数帯域及び設置方式に変更がないもの

<p>連結散水設備</p>	<p>① ヘッド → 一の送水区域において5個以下で、散水障害がない場合 → 送水区域に変更のない範囲である場合 → 既設と同種類の場合 → 加圧送水装置の性能、配管のサイズ等に影響がない場合</p>	<p>① ヘッド → 一の送水区域において5個以下の場合で、かつ送水区域に変更がない範囲の場合 → 消防ポンプの必要吐出量、揚程及び配管サイズに影響を及ぼさないものに限る。</p>	<p>加圧送水装置、減圧弁、圧力調整弁及び一斉開放弁を除く構成部品で、同種のもの</p>
<p>連結送水管</p>	<p>該当なし。</p>	<p>該当なし</p>	<p>加圧送水装置、減圧弁等圧力調整装置及び起動装置を除くすべての構成部品 → 既設と同種類のもの</p>
<p>非常電話</p>	<p>既設と同種類のもので既に設置されている階に設置するもの</p>	<p>同一区画内に設ける場合</p>	<p>全ての構成部品で設置されているものと同種のもの</p>